

J-PEC第0810-0007号  
制定 平成20年12月24日  
改定 平成21年 4月 1日  
改定 平成21年 7月15日  
改定 平成21年 8月17日  
改定 平成22年 4月26日  
改定 平成23年 4月 1日

## 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱（平成20・10・31財資第1号。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、一般社団法人太陽光発電協会（以下「協会」という。）内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 J-PECが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

### (補助金交付の対象)

第3条 J-PECは、第4条に定める要件に適合する住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用であって別表1に掲げる費用（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。なお、補助対象経費の全額を補助することとなる場合は、補助金を交付することはできない。

2 補助事業者は、電灯契約を結んでいる個人又は法人（個人事業主を含む）に限る。ただし、補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。

3 設置する建物は、住居として使用されているものであること、又は住居として使用される予定のものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。設置する建物が、補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

4 補助事業者が事業を営んでいない個人である場合（ただし、補助事業者と電灯契約者が異なる場合は除く。）は、次の各号のいずれかについて、その実施に関する意思を表明しなければならない。

- (1) 国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成20年10月21日経済産業省、環境省、農林水産省決定。以下「国内クレジット制度」という。）に基づき、国の委託を受けた事業者が運営・管理する排出削減事業の実施。
- (2) 前号に掲げる事業以外の国内クレジット制度に基づく排出削減事業（地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するもの等）の実施、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（平成20年11月14日環境省策定）に基づく排出削減・吸収プロジェクトの実施、又はグリーン電力証書ガイドライン（平成20年6月11日経済産業省策定）に基づくグリーン電力発電事業者となること。

### （対象システム）

第4条 対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- (2) 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。
  - 1) 太陽電池モジュールの変換効率が、別表2に定める値以上であるもの。
  - 2) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合もJ-PECにより登録されたもの。
  - 3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
    - (イ) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。
    - (ロ) メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (3) 補助対象経費が、1kW当たり60万円以下（税別）の太陽光発電システムであるもの。ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表3で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から、控除することができるものとする。また、次のいずれかに該当する地域に設置する太陽光発電システムにあつては補助対象経費から1件当たり5万円を控除することができるものとする。

- 1) 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域。
  - 2) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島。
  - 3) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の地域。
  - 4) 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域。
- (4) 太陽電池モジュール・インバータは未使用品であるもの（中古品は対象外。中古品とは、一度でも系統連系を行ったものをいう）。
- (5) 別に定める技術仕様書の要件に適合するもの。
- (6) 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうち住宅ローン減税対象金額を除いた部分が住宅用太陽光発電システムの契約額を超えていること。
- (7) 第7条第1項に規定する補助金申込みの受理決定前に、補助対象経費の対象システムの工事に着工していないもの。ただし、建売の場合は、対象システムを設置された建物の引渡しが行われていないもの。

#### **（補助金の額）**

第5条 J-PECが補助事業者に対して交付する補助金の額は、1kW当たり4万8千円に、対象システムを構成する太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額とする。ただし、第7条第1項に規定する受理決定通知書に記載の補助金交付申請額を超えることはできない。

#### **（募集及び応募方法）**

- 第6条 補助金の申込みをする者は、電灯契約毎に様式第1による補助金申込書（個人用）又は様式第2による補助金申込書（法人用）を、J-PECに提出する。申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）第20条に規定する郵便物又は民間事業者の信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第2条第3項に規定する信書便物として、配達記録が確認できる方法により送付すること。
- 2 J-PECは、予算の範囲内において、補助金申込みを先着順に受け付ける。
  - 3 J-PECは、受付けた補助金申込みに係る補助金の予定額が予算の範囲を超えた場合は、その前日（J-PECの定める休日を除く日）をもって補助金申込みの受付を停止する。
  - 4 募集期間、募集及び応募方法に係る手続の詳細は、別に定める応募要領による。

#### **（補助金申込受理決定）**

第7条 J-PECは、補助金申込書を受け付けした後、補助金申込書に記載された申込日を起算として、原則としてJ-PECの定める休日を除く14日以内に審査

を行い、補助金申込みを受理すべきものと認める者に対し、受理決定をし、受理番号、補助金交付申請額及び受理決定年月日（以下「受理決定日」という。）を通知する。ただし、提出された補助金申込書等に申込者又は第15条に規定する手続代理者若しくは手続代行者の原因による不備等がある場合は、この限りでない。

- 2 J-PECは、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 J-PECは、補助金申込みが適当でないとしたときは、その旨を直接、申込者、手続代理者又は手続代行者に通知する。
- 4 J-PECは、補助金申込みに係る手続について申込者、手続代理者又は手続代行者に対し指示を行うことができ、特段の理由なく7日以内にその指示に従わない場合は、当該申込みは効力を失うものとする。

この場合、J-PECはその旨を申込者に通知することとする。

### **（補助金申込受理及び補助金交付の条件）**

第8条 J-PECは、受理決定及び交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付す。

- （1）補助事業者は、J-PECが補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- （2）補助事業者は、J-PECが第20条第1項の規定による受理決定及び交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- （3）補助事業者は、J-PECが第20条第2項の規定による補助金の返還を請求したときは、J-PECが指定する期日までに返還するとともに、第20条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第4項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- （4）補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理しておくこと。
- （5）補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、第19条の規定に基づきあらかじめ様式第3による財産処分承認申請書をJ-PECに提出し、その承認を受けるべきこと。
- （6）補助事業者は、第19条の規定に基づく承認を受けた後、取得財産等の処分をした場合において、J-PECの請求があったときは、交付を受けた補助金を返還すべきこと。
- （7）補助事業者は、第7条第1項の規定による受理決定を取り下げようとするときは、第14条の規定に従い、様式第4による中止承認申請書をJ-PECに提出し、その承認を受けるべきこと。

### **(対象システムの設置・引渡し)**

第9条 補助事業者は、第7条第1項に規定する受理決定通知を受けた後、新築及び既築の場合は、工事に着工し、又は建売の場合は、対象システムを設置された建物の引渡しを受け、下記期間内に電力会社と対象システムの電力受給を開始しなければならない。

(1) 新築の場合、原則として7ヶ月以内又はJ-PECの定める日のいずれか早い日まで。

(2) 既築の場合、原則として4ヶ月以内又はJ-PECの定める日のいずれか早い日まで。

(3) 建売の場合、原則として4ヶ月以内又はJ-PECの定める日のいずれか早い日まで。

2 新築及び既築の工事着工日は、補助対象経費の全部又は一部の工事に着工した日とし、当該着工日は受理決定日以降でなければならない。また、補助金申込書及び工事請負契約書に記載する工事着工予定日は、補助金申込書に記載された申込日を起算として、J-PECの定める休日を除いた15日目以降とする。

3 建売の場合、引渡し日は、受理決定日以降でなければならない。また、補助金申込書及び売買契約書に記載する引渡し予定日は、補助金申込書に記載された申込日を起算として、J-PECの定める休日を除いた15日目以降とする。

4 電力会社との対象システムの電力受給開始日は、受理決定日以降でなければならない。

5 申込日とは、補助金の申込みをする者が補助金申込書を郵便事業株式会社、信書便法第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者に差し出す日とする。

### **(補助金交付申請・完了報告)**

第10条 補助事業者は、完了日から起算して2ヶ月以内又はJ-PECの定める日のいずれか早い日までに、様式第5による補助金交付申請書(兼完了報告書)(個人用)、様式第6による補助金交付申請書(兼完了報告書)(法人用)を、J-PECに提出しなければならない。申請書のJ-PECへの送付については、第6条第1項の規定を準用する。

2 完了日とは、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日とする。

### **(補助金交付決定)**

第11条 J-PECは、補助事業者の補助金交付申請書(兼完了報告書)を受付した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付決定を通知する。

### **(補助金の支払)**

第12条 J-P E Cは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、経済産業大臣から当該事業に係る補助金の支払を受けたときは、速やかに補助事業者に対し補助金の支払を行う。

### **(計画変更の承認)**

第13条 補助事業者は、次の各号一に該当する場合は、あらかじめ様式第7による計画変更承認申請書をJ-P E Cに提出し、承認を受けなければならない。

(1) 第9条に定める期間内に対象システムの電力受給が開始されないとき。

(2) 第10条に定める期間内に補助金交付申請書(兼完了報告書)をJ-P E Cに提出できないとき。

(3) 補助金申込書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。

(4) 対象システムのメーカーを変更するとき。

(5) その他J-P E Cが必要と認めるとき。

2 変更後の住宅用太陽光発電システムは、第4条の要件に適合した対象システムでなくてはならない。J-P E Cは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付すことができる。

3 計画変更を行う場合、補助金交付申請額が増額されることはないものとする。

### **(中止の承認)**

第14条 補助事業者は、やむを得ない理由により対象システムの設置を中止しようとするとき又は対象システムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするとき等は、速やかに様式第4による中止承認申請書をJ-P E Cに提出し、承認を受けなければならない。

### **(手続代理者・手続代行者)**

第15条 補助金交付申請を行う者は、第6条の補助金申込書、第13条の計画変更承認申請書、第14条の中止承認申請書及び第10条の補助金交付申請書(兼完了報告書)について、行政書士又は行政書士法人(以下「手続代理者」という。)に対してこれらの手続の代理を依頼することができる。また、法令に反しない限りにおいて対象システムを販売する者(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代理者及び手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとする。また本手続の代理又は代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 手続代理者は、申込み及び申請の代理を受けた場合、補助事業者(申込者)からの委任状の写し及び行政書士の資格を証明する証票の写しを提出することとする。

- 4 手続代行者は、J-P E Cに対しJ-P E Cが定める確認書を提出の上、手続代行者登録を行うものとする。その際、インターネット環境を有する事を条件とする。
- 5 J-P E Cは、手続代理人又は手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代理人又は手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代理及び代行を認めないことができるものとする。

#### **(不備書類の扱い)**

第16条 J-P E Cは第6条、第10条、第13条又は第14条にそれぞれ規定する補助金申込書、補助金交付申請書(兼完了報告書)、計画変更承認申請書又は中止承認申請書(添付書類を含む)に不備があった場合、補助事業者(申込者)、手続代理人又は手続代行者に対し期限をもって書類の不備を是正するように指示する事ができるものとする。

#### **(J-P E Cの現地調査等)**

第17条 J-P E Cは、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者(申込者)、手続代理人及び手続代行者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

#### **(取得財産等の管理)**

第18条 補助事業者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システムが毀損され、又は滅失したときは、その旨をJ-P E Cに届け出なければならない。

#### **(取得財産等の処分の制限)**

第19条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ様式第3による財産処分承認申請書をJ-P E Cに提出し、その承認を受けなければならない。

#### **(受理決定・交付決定の取消し及び補助金の返還)**

第20条 J-P E Cは、次の各号の一に該当する場合は、第7条第1項の規定により行った受理決定又は第11条の規定により行った交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本交付規程、技術仕様書又はそれらに基づくJ-P E Cの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合。

2 J-P E Cは、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。

3 J-P E Cは、前項の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

### **（個人情報に関する事項）**

第21条 J-P E Cが本補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は法令に定められている場合を除き、次の目的に利用する。

（1）住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付に係る業務に利用する。

（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査等、他の国庫補助金に対する重複申請の調査等）

（2）都道府県及び市町村で実施される住宅用太陽光発電補助金事業に対する交付状況の開示に利用する。

（3）国の委託を受けた事業者が行う国内クレジット制度に基づく排出削減事業及びその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

2 本補助金事業において補助事業者（申込者）から提出された補助金申込書、補助金交付申請書（兼完了報告書）等及び添付された書類等に関しては、一切返却を行わないものとする。

### **（委員会）**

第22条 J-P E Cは、補助金の交付業務の運営に関する重要事項を審議するため、外部委員会を設置する。

### **（J-P E Cによるデータ等の提供要請）**

第23条 J-P E Cは国の施策に基づき住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対して住宅用太陽光発電システムの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、J-P E Cが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。



**(その他必要な事項)**

第24条 補助金の交付に関し、その他必要な事項は、J-P E Cが別に定める。

附則

この規程は、平成21年1月13日から効力を有するものとする。

附則

この改正は、平成21年4月1日から効力を有するものとする。

附則

この改正は、平成21年7月15日から効力を有するものとする。

附則

この改正は、平成21年8月17日から効力を有するものとする。

附則

この改正は、平成22年4月26日から効力を有するものとする。

附則

この改正は、平成23年4月1日から効力を有するものとする。

別表 1

補助対象経費の対象となる項目（消費税及び地方消費税は除く）

太陽電池モジュール	架台
インバータ	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	余剰電力販売用電力量計

別表 2

変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの基準変換効率
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

太陽電池モジュールの基準変換効率は、真性変換効率とし、測定方法は、技術仕様書に定める。

別表 3

工事に関する費用の内、補助対象経費とならない特殊工事

項目（備考参照）	控除できる上限額 （消費税及び地方消費税は除く）
① 安全対策費	1 kW当たり 3 万円
② 陸屋根防水基礎工事	1 kW当たり 5 万円
③ 積雪対策工事	1 kW当たり 3 万円
④ 積雪架台嵩上げ工事	1 kW当たり 2 万 5 千円
⑤ 風荷重対策工事	1 kW当たり 2 万円
⑥ 塩害対策工事	1 kW当たり 1 万円
⑦ 幹線増強工事	1 件当たり 1 0 万円

（備考）

## ① 安全対策費

工事内容：屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するために、安全対策上設置場所に適合した足場を設ける工事。

## ② 陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事。

## ③ 積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。

また、積雪地域における鋼板屋根への設置において個別設計して行う屋根等の改修工事。

- ④ 積雪架台嵩上げ工事（積雪対策工事を実施した上で行うことが条件。）  
工事内容：積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、  
50cm以上の架台の嵩上げを行う工事。
- ⑤ 風荷重対策工事  
工事内容：強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。
- ⑥ 塩害対策工事  
工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事。
- ⑦ 幹線増強工事  
工事内容：単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。